

大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）に基づく 就職困難者の雇用・就労支援について

1. ひとり親、生活困窮者など、就職困難者に対象を拡大

- 平成31年4月1日の条例改正により、ひとり親、生活困窮者など、対象を拡大し、障がい者を含む就職困難者の雇用・就労支援を進めるための基本理念や、府・事業主等の責務を規定しました

【事業主の責務に関わる規定】

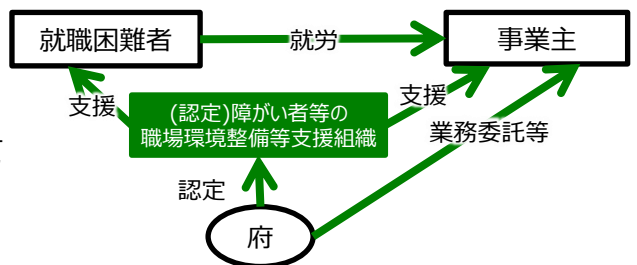
- ・障がい者以外の就職することが困難な者について、雇用の機会の創出及び拡大を図る
- ・一人一人の事情に配慮しながら働きやすい職場環境を整備し、府が実施する施策に協力

2. 公契約における就職困難者の就労支援を促進

- 障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する「障がい者等の職場環境整備等支援組織」を認定します
- 総合評価一般競争入札等の公契約等において、事業主が障がい者等の雇用・就労支援に資する取組を行っていることを勘案する規定を新設しました

障がい者等の職場環境整備等支援組織とは

障がい者等の特性、事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等に資するため、事業主と、その雇用する障がい者等との間に立って支援する法人



3. 「大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会」について

- 有識者からなる審議会を設置し、「障がい者等の職場環境整備等支援組織」の認定、顕彰の審査等について審議し、就職困難者の就労支援についてご意見をいただいています

【これまでの認定支援組織】

<生活困窮者分野>

- ・有限責任事業組合大阪職業教育協働機構（令和2年7月31日認定）

<障がい者分野>

- ・大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（令和元年7月26日認定）
- ・NPO法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク（令和2年7月31日認定）

⇒詳細については、大阪府ホームページをご覧ください。

大阪府 障がい者等の職場環境整備等支援組織

検索



「雇用の質」の向上に向け、長く安定的に働き続けられる環境を整え、就職困難者の雇用・就労支援をオール大阪で推進していきます



「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」（ハートフル条例）の概要
【平成22年4月1日施行 令和2年3月27日改正（令和2年9月1日施行）】

【条例制定の背景】

大阪府の低調な障がい者雇用の現状を改善するため、府の契約締結又は補助金交付等の相手方に対し、法定雇用率の達成を求めていくことが重要。また、直ちに雇用結びつかない人に対して福祉施設における就労や在宅就業といった多様な働き方が可能となるような環境を整備することが必要。

障がい者を含む就職困難者が、夢や希望を持って生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会の実現をめざす。

第1章 総則

○目的

障がい者その他の就職することが困難な者の雇用促進等と就労の支援に関し、基本理念を定め、府、事業主、事業主団体及び府民の果たすべき責務を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、及び府と関係のある事業主の障がい者等の雇用の促進等を図り、もって障がいの有無その他事情にかかわらず働くことに生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○基本理念

障がい者等の雇用の促進等と就労の支援は、障がい者等が社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられることを旨として、行わなければならない。

○府の責務

障がい者等の雇用の促進等と就労の支援のための施策を策定し、並びに国、市町村、事業主、事業主団体、府民及び民間の団体と協力してこれを実施する責務を有する。

○事業主・事業主団体・府民の責務

障がい者等の雇用の機会の創出や拡大を図るため、障がい者一人ひとりの特性に関する理解を高める等、各主体の責務を定める。

※特定中小事業主とは

府内にのみ事務所又は事業所を有する常用労働者37、5人以上100人以下の事業主
※下線部は令和2年3月の改正点

第2章 雇用の促進等と就労の支援に関する施策

○職業教育の充実

○職業訓練の充実

○企業への就職等の支援

○重度の障がい者の雇用の機会の創出及び拡大

○就業及び生活上の支援

○障がい者等の職場環境整備等支援組織

○障がい者支援施設等からの物品の買い入れ等

○公契約等の活用

○府職員の採用

○啓発活動の実施

○顕彰

第3章 障がい者の雇用義務に基づく雇用の促進等

